

発第1号

令和6年1月4日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

保管店および直送場所における新たな現金受払スキームへの移行完了に伴う
「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」等の
一部改正に関する件

本行では、保管店および直送場所における現金受払について、日銀ネットを利用した新たなスキームへの移行を令和3年12月20日より進めて参りました。

今般、保管店および直送場所を利用するすべての取引先において本スキームへの移行が完了したことに伴い、下記1.および2.の細則をそれぞれ別紙1および別紙2のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

—— 改正後の細則につきましては、本日、本ホームページに掲載します。

記

1. 「日本銀行が行う現金の受払に関する細則
（保管店における現金受払用）」 別紙1
2. 「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」 別紙2

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中一部改正

- はじめに の前の「第1編 日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用〈オンラインによる受払編〉）」を削る。

- 「第2編 日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用〈非オンラインによる受払編〉）」を削る。

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- はじめに の前の「第1編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則<オンラインによる受払編>」を削る。

- 「第2編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則<非オンラインによる受払編>」を削る。